

「国立図書館」の使命

Mission of the “National Library”

国立国会図書館長

大滝 則忠

Noritada OTAKI
Librarian, National Diet Library

本誌の読者の皆さんから、国立国会図書館は、どのように社会に役立つ図書館として意識しているだろうか。あるいは、国会図書館という名称から、社会科学分野に特化された図書館のイメージをお持ちかも知れない。また、よく質問を受けるように、国会議員だけが利用する図書館で、一般人は利用できないところと考えられているかも知れない。

実際の国立国会図書館は、内外から広範な資料を収集して蔵書を構築し、国会議員に対してそれらを基盤とするサービスを行うと同時に、広く国民にそれらを提供することにつとめ、多様な利用者にとってそれぞれに役立つ開かれた図書館であろうとしている。特に納本図書館として、国内出版物の網羅的な収集を目標に活動しているので、蔵書はすべての主題分野に及んでいる。

また、国立国会図書館は、国の科学技術振興策の一環として、国民に開かれた科学技術関連情報へのアクセス拠点としての役割を創立直後から果たしている。海外の最先端の関連情報は、主に大学・研究機関に集積されているが、国民の誰もがそれらを活用するには制約がある。国立国会図書館の蔵書は、企業活動を含めて広く公開されており、「知る利用者ぞ知る」存在となっている。

一口に「図書館」と言っても、果たすべき機能によって「館種」と呼ばれる、身近な公共図書館のほか、学校図書館（図書室）と大学図書館、専門的な社会活動分野を支える専門図書館、さらに国立図書館といった種別が存在し、それらの国内図書館の総計は43,600館以上にのぼる。図書館が果たすべき機能は館種別にそれぞれであるが、規模の大小を問わず共通して、「図書・記録その他の資料を収集・整理・保管して、必要とする人の利用に供する施設」（広辞苑の定義）である。

このうち、「国立図書館」と呼ばれる存在は、とりわけ他の館種とは異なった特別の機能を持つ。国の経営であっても官庁図書館などはこれには該当しない。各国の国立図書館の活動範囲は国によりさまざまであるが、国立図書館特有の機能としては、自国の資料の網羅的収集・保存とその書誌情報の提供、全国図書館ネットワークの中心としての役割を果たすことなどがあげられる。

わが国でこの国立図書館の機能を果たすことを使命とする機関は、国立国会図書館である。前史としては、明治新政府が1872（明治5）年に設置した書籍館（しょじやくかん）が嚆矢となるが、国立図書

館としての蔵書の歴史は、書籍館の後身として1875（明治8）年に設立された東京書籍館時代のものから始まる。それらの貴重な蔵書は、その後の変遷で1897（明治30）年官制公布の帝国図書館時代を経て、1948（昭和23）年に創立された国立国会図書館にすべて引き継がれた。

国立国会図書館は、その名称どおり、国会活動を補佐する議会図書館の機能と同時に、国立図書館の機能を合わせ有して活動している。戦後占領期にあって、米国議会図書館をモデルにして、立法府に属する機関として発足した。世界の国立図書館の大多数は行政府に属し、文部・教育・文化・コミュニケーション等の省の下にあるのに対して、日米においては特別な仕組みをとっているが、国立図書館が国民のために構築する膨大な蔵書を、立法府の活動に十分に活用できることが目指されている。

各国の国立図書館の発達は、各国の事情に即して、それぞれの途を辿っている。国立国会図書館の場合、戦後の発足当初は議会図書館としての機能を果たすほか、首都東京の日比谷図書館の焼失等の戦禍からの復興の過程で、大型公共図書館としての機能を果たしていたが、徐々に図書館整備が進むに従って、1980年代からはとりわけ国立図書館としての機能の充実に意識的に取り組むことになった。

そもそも国立図書館の諸活動の中で、最も基本となるものは、法律に基づく納本制度により、自国の資料の網羅的な収集を目指すことである。国立国会図書館法は、中央府省庁・自治体をはじめ公的機関が発行するいわゆる官庁出版物の納入を義務づけ、同時に文化財の蓄積を目的として民間出版物の納入を義務づけている。ちなみに、戦前期の出版警察法制下においても、もっぱら出版物検閲を目的とした同じ納本制度と称する制度があり、内務省に納本されたものが回付されて帝国図書館で保管して利用に供する仕組みが存在したが、戦後期のものとまったく趣旨を異にしている。

一方、外国資料については、限りある予算によるものの、国立図書館として選択による大規模収集に取り組んでいる。収集対象としては、国会の補佐活動のために必要なものや、科学技術関連情報が優先され、同時に、国民の幅広い調査研究に役立つ図書館として、各主題に及ぶ基本的な資料の収集にも留意されている。また、外国で出版される日本関係資料、広くアジア関係資料、児童書等の国際子ども図書館資料の充実もそれぞれ重点分野となっている。これらの外国資料の収集活動に際して、市販ルートでは入手できないものについては、国と国との間で出版物を交換する活動で補っている。

国立国会図書館では、昨年から今年にかけ、今後おおむね5年間のものとして、「私たちの使命・目標2012-2016」及び「戦略的目標」を公表した。その柱として「国会の補佐」「資料収集」「利用者アクセス」「関係機関との協力・連携」「運営管理」の高度化を目標とし、さらに緊急課題として「東日本大震災アーカイブの構築」を掲げている。東日本大震災に関するあらゆる記録を含めて、内外の資料・情報を収集することは、国立国会図書館の諸活動において最も基盤となるものとしての位置づけにある。

さて、各国の国立図書館に共通する現下の課題としては、国立図書館の使命に照らし、デジタル情報時代にいかに対応するか、という点がある。いまや、インターネット通信網を基盤にして、膨大な情報が流通している。国立図書館にとって、伝統的な納本制度と同じような収集の仕組みがデジタル情報の収集に関して必要で、そのためのさまざまな仕組みが各国で模索されている。

なぜ、国立図書館が、そう取り組まなければならないか。第一に、納本制度は、自国の資料を文化財として蓄積して、国民が永く活用できるようにすることを目指した社会的な仕組みであり、国立図書館はそのための装置である。同様な仕組みが、デジタル情報にも不可欠である。デジタル情報の中には、出版物の形で流通しているものもあれば、そもそもデジタル情報としてのみ生成されて流通しているものも多く、また人知れず消失するものも多くある。デジタル情報といっても範囲は広いが、かつて書籍や雑誌の形で出版されていたものがデジタル情報として発信される範囲においては少なくとも、人知れず消失する以前に、文化財として蓄積できる国の仕組みが必要であるという認識が高まっている。

第二に、館種を問わず、利用者は図書館に対して、印刷物かデジタル情報かの「媒体を問わず」に必要な情報を求めてくる。国立図書館にとっては、直接の利用者サービスを提供すると同時に、「図書館の図書館」として第一線の図書館サービスをバックアップする機能を果たすため、デジタル情報を蓄積して活用できる新しい仕組みづくりの必要性に直面している。

これまでも国立国会図書館は、デジタル情報を収集提供する体制づくりに段階的に取り組んできた。はじめ2000(平成12)年度から、従来の納本制度に準じてパッケージ系電子出版物といわれるDVD-ROM等の収集を開始した。次に2010(平成22)年度から、ネットワーク系電子出版物のうち、公的機関ウェブサイト情報の収集に着手した。さらに2013(平成25)年7月から、民間発信のオンライン資料(電子書籍・雑誌等)のうち、無償で技術的制限手段(DRM)が付されていないものに限って収集を開始している。いずれも、国立国会図書館法に根拠規定を盛り込んで、法律に基づく制度として整備された。引き続き次の段階の課題は、民間発信の有償のオンライン資料を収集するための仕組みづくりである。わが国の出版文化を永く継承できるようにする視点で、出版界をはじめ、社会的な新制度に対する理解を得ながら進捗を図ることが不可欠となっている。

国立国会図書館は、現在、東京永田町の東京本館、関西文化学術研究都市(けいはんな学研都市)の関西館(京都府相楽郡精華町)及び東京上野公園の国際子ども図書館の3つの施設が、一体となって「ひとつの国立国会図書館」として活動している。関西館は、年々増加する図書館資料を蓄積するために不可欠な施設として、2002(平成14)年度に開設され、それを機に国立国会図書館の全体として、館内利用だけでなく、電子図書館機能を最大限に活用した遠隔利用サービスの充実向上に取り組んでいる。

結びに、特許情報関連で、あまり知られていないように思われるが、国立国会図書館では、申請に基づいて図書館資料の受入証明・記事証明を行う場合がある。主に訴訟や特許無効審判等のために、国立国会図書館は公的文書を発行している。各種利用案内類に表立って含まれていない手続であるが、近年の実績として年間52～144件の証明がなされていることを付記しておきたい。

いま、デジタル情報時代における国立国会図書館の諸活動においては、これまで以上に著作権関連に十分に留意しながら利用を組み立てる必要性が高まっている。利用者と権利者の双方の立場を踏まえ、社会的な合意に基づいて事態が進捗できるように、図書館の持ち場から取り組む局面も多い。いずれ、国立国会図書館の担う国民共有の情報資源が広く活用されてこそ、社会的に一層意義高い存在となることができる。今後の国立国会図書館に対する読者の皆様のご理解をお願いしながら、筆を擱く。